

令和3年8月20日

No.381

公益社団法人 中央畜産会

Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号  
第2階 アイシービル9階  
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890  
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>  
E-mail [jlia@jlia.jp](mailto:jlia@jlia.jp)

# 畜産会 経営情報

主な記事

**① 畜産学習室****会計データを活用した  
経営改善を行うために 第4回**

(株)農業経営支援センター 半田 正樹

**③ 畜産統計情報****畜産統計(令和3年2月1日現在)を公表**

農林水産省大臣官房統計部

**② 行政の窓****持続的な畜産物生産の  
在り方検討会について②**

農林水産省畜産局

**④ お知らせ****各種交付金単価の公表について**

## 畜産学習室

# 会計データを活用した経営改善を 行うために 第4回

～会計データを元にすれば、未来の経営を作ることができる。

会計データを活かすということは、経営に活かすことを意味する～

(株)農業経営支援センター 半田 正樹

### 1. 衝撃的な長期経営計画

私どものお客様の中に、肉用牛の肥育を中心に経営を営んでいる農家がいらっしゃいます。いつもひょうひょうとした風情でお話をされますが、その経営状況は、子牛価格が高騰を続け、さらに追い打ちをかけるようなコロナ禍の中でありながら、着実な利益を計上し続けています。

どうしてこのような経営が可能なのか、かねてから疑問を持っていました。他の肥育農家が大苦戦をしている中で、「どんなマジックがあるんだろう、何かコツのようなものが

あるんだろうなあ」くらいに軽く考えていました。

ある時、一通り仕事を終えて世間話をしている時に、「若い頃、こんなものを作ったことがあるよ」と言われて渡されたのが、粗末な紙の分厚い冊子でした。表紙に「長期経営計画」とあります。日頃から、このような計画書を作るお手伝いをする事が多いので、「ふ～ん」という感じで中身をめくってしばらくすると、ちょっと手の震えるような衝撃を受けたのを今もまざまざと覚えています。

そこには、B4サイズの紙に、びっしりと書き込まれた詳細なデータが並んでいまし

た。もちろん、肥育を目指して計画書をつくったのですから、当然牛に関するものが中心ですが、それ以外にも、野菜など他の農産物を作った場合の比較データも細かく分析してあります。しかも将来の需要予測も交えた驚くべき資料です。それらのデータをもとに、これからは肥育が最も有効な選択肢であることが、論理的に述べられていました。

われわれのような、毎日数字を相手にしている方ではないのです。おそらく書いては直し、書いては破りの繰り返しでできたに違いありません。「どうして、このような計画書を作ろうと思ったのですか？」私の素朴な質問に、「ほとんどお金のない中で、肥育業を始めるため、日本政策金融公庫と何より親父を説得するために必要だった」との答えが返ってきました。その時初めて私の中に、この肥育農家の経営がゆるぎなく優良であることの答えが見つかりました。

おそらく、この経営者の頭の中には、いつでもこの計画書が存在しています。もちろん、時とともに中身はどんどん変わっていきます。しかし、たくさんの情報を集め、これを分析してさまざまな仮説を立て、データを組み上げて、その中の最良の計画を実行に移す。つまり、常に新しい長期経営計画が存在するということです。実際、最近では土地利用型農業にも進出しようとしています。

## 2. 決算書の数字は、未来を創るためにある

みなさんは決算書をどのように使っていますか？税理士事務所が決算申告を終わらせると、税務申告書と一緒に綴られた決算書を渡

されて手にすると思います。総勘定元帳も一緒になっていると思いますが、そのまま書庫へ格納するということになっていませんか？実は、その決算書と総勘定元帳は、みなさんの未来の計画を作るための、最も重要な資料となるのです。ちょっと、例を挙げて説明することにします。先に肥育農家の例をお話したので、肥育農家を取り上げてみます。

(表1)

### 令和2年分 損益計算書

単位：千円

勘定科目		金額	%
収益	肥育牛売上高	50,000	100.0%
	【収益合計】	50,000	100.0%
農業原価	もと畜費	40,000	80.0%
	飼料費	9,000	18.0%
	委託販売手数料	2,500	5.0%
	減価償却費	3,000	6.0%
	その他の原価	500	1.0%
	【原価合計】	55,000	110.0%
【売上総利益】		-5,000	-10.0%
経費合計	車輜費	400	0.8%
	図書研修費	100	0.2%
	通信交通費	200	0.4%
	雑費	300	0.6%
	【経費合計】	1,000	2.0%
【当期利益】		-6,000	-12.0%

飼養頭数	50頭	1頭当たり販売額	1000千円
出荷頭数	50頭	1頭当たり素畜費	800千円
導入頭数	50頭	1頭当たり飼料費	180千円

#### (1) 肥育農家の現状は厳しい

表1の表を見てください。内容は単純化していますが、最近相談を受けた肥育農家の損益計算書の実態にほぼ近い数字です。これを見て、どう思われますか？生活費もままならない、ちょっと厳しい状態ですね。

「最近はおも牛代が高いから、これは仕方ないね」、「コロナの影響もあって、枝肉も伸

び悩んでいるからな」という声が聞こえてきそうですが、コロナのせいだけではなく、肥育農家は構造的にこのような状態が続いており、このままの状態では数年たてば、経営は破綻しかねない内容です。

## (2) この状態を改善するための方策は？

まず、表1の1頭当たりの金額を見てください。販売額は100万円、もと畜費は80万円です。次にもと畜費と飼料費の売上高に対する割合はどうでしょうか？もと畜費が80.0%で、飼料費が18.0%を占めていますね。この2つで98.0%です。これを改善しない限り経営は良くならないことは明らかです。

この数値を改善するためには、販売額を大幅に増やすか、もと畜費と飼料費を削減するかです。平均売上高をこれ以上伸ばすのには無理があります。だとすれば、もと畜費と飼料費を削減するしか方法はありません。

そこで、この農家の経営改善のために作成

(表2)

目標損益計算書(1)

単位：千円

勘定科目		金額	%
収益	肥育牛売上高	50,000	100.0%
	【収益合計】	50,000	100.0%
農業原価	もと畜費	30,000	60.0%
	飼料費	9,000	18.0%
	委託販売手数料	2,500	5.0%
	減価償却費	3,000	6.0%
	その他の原価	500	1.0%
	【原価合計】	45,000	90.0%
【売上総利益】		5,000	10.0%
経費合計	車輦費	400	0.8%
	図書研修費	100	0.2%
	通信交通費	200	0.4%
	雑費	300	0.6%
	【経費合計】	1,000	2.0%
【当期利益】		4,000	8.0%

した「目標損益計算書」が表2になります。

## (3) 情報を集め、仮説を立てて、実行する

表2の目標損益計算書(1)では、売上高は同額となっていますが、もと畜費が減少しています。先の表1の損益計算書では、もと畜費が4000万円ですが、表2では3000万円です。導入頭数が50頭であれば、1頭当たりの金額は80万円から60万円になるということです。

「そりゃ無理だろう。いい牛を作るには値段の高いもと牛をいれるしかないんだから」と、言われますか？それとも「そうか、それが肥育農家の最大の課題なのか。だったら、どうやればいいのかやってみるか」と考えますか？

いつの時代も、どのような業態の事業であっても、必ず『ここがポイント』という部分があります。それを無視して日々どれほど頑張っても、思うような成果を上げることはできません。だったら、後者の方を選択しましょう。

やさしいことではないと思います。しかし、冒頭に掲げた肥育農家の実績値は、もと畜費は売上に対して48%、飼料費は17%台を実現しています。おそらく、全国の繁殖牛の状況を調べ上げ、良質な低価格のもと牛を導入し、飼料や飼養方法を研究しつくして、質の良い牛に育て上げて出荷しています。その証拠に、1頭当たりの販売額は100万円前後を確保し、死亡牛をほとんど出していないのです。

『情報を集め、仮説を立てて、実行する』ことが、どのような経営にも必要だということ

とです。経営は常に同業者との競争の中にあります。失礼を承知であえて言わせていただければ、「血統の良い高額のもと牛を導入して、高品質の牛を出荷する」ということは、当たり前と言えれば当たりのことなのです。これではとても競争に勝ち残れません。その視点で、みなさんの決算書をもう一度よく見直してみてください。

#### (4) 決算書の数字だけでなく、その中身が問題です

決算書の数字は、1年間の総まとめになっています。問題はその中身にあります。これを分析するために必要なのが『総勘定元帳』です。税理士事務所から決算が完了すると、決算書と一緒に総勘定元帳も提供されていると思います。パソコンで会計処理を行っている方なら、データとして入っているのです。その内容をよく見てください。

例示した損益計算書は、簡略化していますが、みなさんの決算書にある勘定科目は、一つ一つ内容を確認しましょう。飼料代はどの業者からいくらの単価で入っていますか？単価が途中で上がったたりしていませんか？燃料代はどうでしょう、もっと安く調達する方法はありませんか？勘定科目の内容を一つずつ確認し、内容がわからなければ、その元になった請求書や納品書で確認しましょう。

私に関わった農家の方の場合は、これを実施ただけで、年間で100万円単位の経費削減ができました。日々仕事に追われていると、詳細な取り引きの内容まではなかなか確認できないということだと思います。

#### (5) 経費の削減は仕組みを作ることから

物を購入する場合には、それを計画的に枠を決めて行いましょう。先述のもと牛代を例にすれば、税込み60万円以上の牛は買わないということです。光熱費や燃料代、資材関係についても金額に枠をはめて、その範囲内で賄うようにします。「そんなこと言っても、必要なものは仕方ないだろう」と思われるかもしれませんが、実際にやってみてください。いったん枠を決めて、この物品は月間30万円以内とする、と決めてかかると、その金額を超える注文をするときに抵抗感が生まれます。そして「何とかならんかな？」と考えるようになるのです。この工夫しようとする姿勢が、経費削減には絶対に必要なのです。機械類や部品に関しても、同じようにしましょう。年間の購入計画を立てて、その枠内で購入します。

利益率10%の企業が、100万円の経費を使うためには、1000万円の売上を上げることが必要なのです。

### 3. 未来を創るための会計

#### (1) 予算を作る

計画的に物事を進めるためには、『予算』を作ることが不可欠です。表3に見本を作りましたので、見てください。

予算を作成する場合には、経費を売上原価と販売費および一般管理費の区分ではなく『変動費と固定費』の区分にします。その方が比率で見ることができるので便利です。『変動費』は、売上の変化に応じて変動する経費です。売上原価の中の、労務費や減価償却費、



(表3)

## 令和3年度予算計画

R3年1月~12月

単位：千円

項 目		年間合計	%	1月	2月	11月	12月	
事業	売上高	肥育売上高	80,000	100.0%	12,000	3,000	15,000	20,000
		その他売上						
		合計	80,000	100.0%	12,000	3,000	15,000	20,000
	変動費	もと畜費	48,000	60.0%	7,200	1,800	9,000	12,000
		飼料費	14,400	18.0%	2,160	540	2,700	3,600
		委託販売手数料	4,000	5.0%	600	150	750	1,000
		その他変動費	4,000	5.0%	600	150	750	1,000
	変動費合計		70,400	88.0%	10,560	2,640	13,200	17,600
	限界利益		9,600	12.0%	1,440	360	1,800	2,400
	損益	固定費	減価償却費	2,400	3.0%	200	200	200
人件費			2,800	3.5%	200	200	200	400
保険料			320	0.4%	20	20	20	20
農業共済掛金			1,720	2.2%	130	130	130	130
支払利息			60	0.1%	5	5	5	5
その他固定費			2,300	2.9%	150	150	200	200
固定費合計			9,600	12.0%	705	705	755	955
共済金収入		3,000	3.8%	200	300		500	
雑収入		3,000	3.8%	100	100			
当期利益		6,000	7.5%	1,035	55	1,045	1,945	

リース料、保険料や農業共済掛金は、固定的に発生するので固定費とし、それ以外の農業原価は全て変動費とします。変動費は売上に対して何パーセントを占めているかで管理できるので、計算が容易になります。

決算書や総勘定元帳を詳しく分析して、本当に必要な経費を確認したら、来年は何月にいくらの経費を使うかを決めてください。もちろん売上高は出荷計画頭数と予定単価で計算し、もと畜費は導入時期と導入単価で計算します。

## (2) 予算はいつも目に触れるところに貼っておく

ここで、大事なことを一つ。予算を作っても、それだけでは活用できません。計画ができたことに安心して、机の奥にしまってしま

うと、何日もしないうちに忘れられます。予算を作ったら、この表を家の中の一番見えるところに貼っておきます。そして、一日に一回はこの表をよく見ましょう。毎日それを繰り返すと、だんだん数字が記憶に刻まれてきて、次第に見なくても頭の中に数字が浮かんでくるようになります。そこまで行ったら、この予算は確実に実現できます。世の中の成功法則を書いた本を読むと、必ずこの点が強調されています。「目標は必ず目に触れるところに置いて、毎日見ること」を実行してください。できれば、大事な数値はお題目のように毎日口の中で唱えると、最大の効果が生まれます。これ本当です。

(次号に続く)

(筆者：半田税理士事務所／(株)農業経営支援センター 代表・税理士)

行政の窓

# 持続的な畜産物生産の 在り方検討会について②

農林水産省畜産局

前回に引き続いて、持続的な畜産物生産の在り方検討会の中間とりまとめについて紹介します。今回は、戦力に基づく今後行うべき主な具体的な取り組みの「(2) 耕種農家のニーズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大」から紹介します(図1)。

## (2) 耕種農家のニーズにあった良質堆肥の 生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大

### ① 現状の取り組み

家畜排せつ物等に由来する堆肥の土壌への施用は、土壌への炭素貯留につながる一方で、家畜排せつ物由来の堆肥の供給量に過剰感がある地域と不足している地域が併

(図1) 持続的な畜産物生産の在り方検討会の中間とりまとめ

## 持続的な畜産物生産の在り方検討会の中間とりまとめ

### 戦略に基づく今後行うべき主な具体的取組

<p><b>1. 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開</b></p> <p>(1) 家畜改良 【生産】家畜改良増殖目標に掲げた飼料利用性の向上等に向けて効率的な家畜改良を引き続き推進 【研究】高い耐病性を有する家畜への改良</p> <p>(2) 飼料給与 【生産】家畜の特性に留意しながら脂肪酸カルシウムやアミノ酸バランス飼料等の温室効果ガス削減飼料の利用推進 【研究】新たな温室効果ガス削減飼料の探索</p> <p>(3) 飼養管理 【生産】ICT機器や放牧(耕作放棄地含む)の更なる普及 【研究】AIによる事故率の低減等の高度な飼養管理技術の開発</p> <p>(4) 家畜衛生・防疫 【生産】埋却地の確保等、更なる飼養衛生管理基準の遵守徹底 【研究】疾病の早期発見に資する新たな診断法等の開発</p>	<p><b>3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進</b></p> <p>【生産】水田の汎用化の推進による飼料作物等生産の加速化、子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料生産の拡大 【研究】耐暑性、耐湿性に優れた品種開発等、低コスト化や多収性向上に向けた子実用とうもろこしの品種開発、耐久性に優れた生分解性サイレージラップフィルムの開発</p>
<p><b>2. 耕種農家のニーズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大</b></p> <p>【生産】水分調整等の適切な実施、耕種農家のニーズを踏まえた高品質堆肥の生産、ペレット化等の更なる推進、堆肥の輸出の検討 【研究】ICT等を活用した家畜排せつ物処理の省力化、牛糞堆肥のペレット化技術の開発や堆肥の広域循環システムの構築</p>	<p><b>4. 有機畜産の取組</b></p> <p>【生産】有機農畜産物や消費者理解醸成のための取組の推進 【研究】有機飼料生産に適した飼料作物の品種、栽培方法の開発</p>
	<p><b>5. その他畜産物生産の持続性に関する取組</b></p> <p>【生産】農場HACCP、薬剤耐性対策、労働安全・人権の尊重、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及、畜産GAP認証等の更なる推進 【研究】抗菌剤に頼らない畜産生産技術の推進、アニマルウェルフェアに配慮した飼育管理技術の開発</p>
	<p><b>6. 生産者の努力・消費者の理解醸成</b></p> <p>生産者の努力：SDGsの達成に向け、1から5に掲げた取組を実践するとともに、取組の見える化を推進 消費者の理解醸成：畜産業の意義や環境負荷軽減の取組は生産性にも配慮しながら徐々に進むものであること、コスト増の取組は価格にも反映されることについての理解醸成</p>

存しています。このため、堆肥の広域流通に資する高品質化やペレット化等に必要な施設・機械の導入等を実施する取り組みを推進しています。また、家畜排せつ物処理施設の長寿命化に向けた取り組み等を推進しています。

加えて、耕種農家の土づくりを促進する上で堆肥の適切な利用が不可欠である中、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）の改正により、堆肥と化学肥料の混合に関する規制が緩和され、堆肥の高付加価値化や広域流通の余地が拡大しています。

このほか、東南アジアの農業国等での堆肥のニーズもあることから、堆肥の国内での広域流通だけではなく、海外輸出に向けた取り組みも見られます。

## ② 今後、行うべき取り組み

- 生産段階では、
  - ・ 好気発酵を促進させる水分調整や切り返しなどの適切な実施
  - ・ 耕種農家のニーズを踏まえた高品質堆肥の生産の一層の推進
  - ・ 家畜排せつ物由来のメタン排出の削減の一つの方法として強制発酵施設・機械等の導入
  - ・ 堆肥センターの機能向上や活用の推進
  - ・ 畜産農家が少ない地域を含めた堆肥

散布に係るコントラクターの効率的活用

- ・ ペレット化の普及やロールベラーを用いた梱包技術など、堆肥の保管や広域流通に資する技術の普及
  - ・ 堆肥の輸出拡大に向けた課題の検討
  - ・ 家畜排せつ物処理施設に係る投資抑制のために長寿命化をより一層推進
  - 研究段階では、
    - ・ ICT等を活用した家畜排せつ物処理の省力化・高度化と施設・機械の低コスト化、温室効果ガス排出量の削減
    - ・ 水分量や繊維質が多くペレット化の事例が少ない牛ふん堆肥のペレット化技術の開発や堆肥の広域循環システムの構築
- 等に取り組むことが必要です。

## (3) 国産飼料の生産・利用および飼料の適切な調達の推進

### ① 現状の取り組み

飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を育成するため、草地基盤整備、収穫適期の異なる複数草種の導入等による気象リスクを分散した安定的な生産の推進、良質粗飼料の増産・供給、コントラクター等の飼料生産組織の活用による省力化、飼料生産組織の作業効率化等を推進しています。

また、水田フル活用の中で、飼料用米・稲WCS・飼料作物の作付けも推進してお

り、近年は特に子実用トウモロコシの作付けの実証など、国産濃厚飼料の生産を推進しています。

飼料コストの低減および飼料自給率向上に資する取り組みとして重要である地域の未利用資源を活用したエコフィードの生産・利用等を推進しています。

さらに、放牧は省力化だけでなく、飼料コスト低減、燃料や電力等のエネルギー節減の観点からも重要であるため、放牧に必要な電気牧柵等の整備、放牧技術の導入や生産性の高い草地への転換等の支援により、放牧の取り組みを推進しています。

このほか、農業者が自らの努力のみでは対応できない「良質かつ低廉な農業資材の供給」等を図るため、「農業競争力強化支援法」等に基づき、配合飼料製造業を含む農業資材事業者の事業再編の促進や、取引条件の見える化、銘柄集約等の取り組みを推進しています。

## ② 今後行うべき取り組み

- 生産・流通段階では、
  - ・ 水田の畑地化・汎用化の推進による青刈り飼料作物等生産の加速化
  - ・ 優良品種の利用による飼料生産の加速化
  - ・ 条件不利な農地等における飼料生産や土地条件に応じた放牧の推進
  - ・ 食品および農場残さ等の飼料化可能

な未利用資源の発掘、マッチング体制の構築

- ・ エコフィード利用畜産物の普及等によるエコフィードの生産利用の推進
- ・ 子実用トウモロコシなどの国産濃厚飼料生産の拡大
- ・ 自給飼料の確保に取り組む生産者・飼料生産組織への助成や支援の集中
- ・ 飼料の適切な調達のさらなる推進
- 研究段階では、
  - ・ 耐暑性、耐湿性等に優れた品種の開発
  - ・ 低コスト化や多収性の向上に向けた子実用トウモロコシの品種開発や作付時期などの栽培技術・乾燥などの調製保管技術の開発
  - ・ 飼料作物を取り入れた地域輪作体系の確立、放牧主体の飼養で放牧ができない期間分の越冬用粗飼料生産のみを行う粗放的な肉用繁殖経営の普及拡大
  - ・ 飼料の代替としての新たなタンパク資源（昆虫、藻類等）の利活用技術の開発
  - ・ ビッグデータ・AIを活用した既存草種の混播・品種選定技術の普及
  - ・ 耐久性に優れた生分解性サイレージ用ラップフィルムの開発
  - ・ AI、ICT、ロボティクス等の技術を活用した、飼料生産作業に係る労働負担の軽減、飼料流通の合理化



- ・ 情報インフラの整備と関連機器の低コスト化等に取り組むことが必要です。

#### (4) 有機畜産の取り組み

##### ① 現状の取り組み

畜産における有機農業の取り組みとして、有機畜産物JASによる認証が行われていますが、23事業者、24事例と限定的な取り組みとなっています。(令和3年5月現在)

生産面では、有機畜産に親和性の高い放牧に着目した放牧型畜産を推進しています。

また、慣行法よりも価格が高くなることから、消費者の理解が必要であり、理解醸成に向けた取り組みを推進しています。

##### ② 今後行うべき取り組み

- 生産・消費段階では、
  - ・ 国産有機サポーターズとの連携による有機農畜産物のPRや消費者理解醸成のための取り組みの推進
  - ・ 有機飼料生産の推進、加工・流通業者とのマッチング
- 研究段階では、
  - ・ わが国における低投入粗放型有機生産体系の確立
  - ・ 有機畜産物の生産に向けた家畜の能力・適性の把握
  - ・ アジアモンスーン気候の中で有機飼

料生産に適した飼料作物の品種、栽培方法の開発

- ・ AI等を活用した精緻な病害虫発生予察の確立
  - ・ 家畜の利用や、除草ロボット等の開発による雑草防除の省力化
  - ・ 超音波や振動を利用した害虫防除の技術開発
- 等に取り組むことが必要です。

#### (5) その他畜産物生産の持続性に関する事項

##### ① 現状の取り組み

食品衛生については、令和2年6月からHACCPに沿った衛生管理が制度化されました。また、畜産農場における衛生管理をより向上させるため、HACCPの考え方を取り入れた飼養衛生管理（農場HACCP）を推進しています。

薬剤耐性については、薬剤耐性対策アクションプランに基づいた抗菌剤の使用量や薬剤耐性菌の出現状況の監視、人医療上重要な抗菌剤の動物への使用抑制等が行われています。

労働安全や人権の尊重については、農作業時の安全確認等に関する注意喚起や、特定技能外国人の雇用の際等の適正受け入れに必要な事項をパンフレットにより周知しています。また、法人化の推進にあたって経営者のスキルを向上させ、労働環境の適

正化に努める必要があります。

アニマルウェルフェアについては、OIE（国際獣疫事務局）の勧告で「動物の生活とその死に関わる環境と関連する動物の身体的・心的状態」と定義されており、「5つの自由」という指針が示されています。これを踏まえ、家畜の飼養管理を通じた快適な環境づくりを一層推進するため「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方」（令和2年3月16日付け畜産振興課長通知）を发出する等により、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を広く普及・定着させるための取り組みを行っています。

食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権の尊重、アニマルウェルフェアといった項目について生産者が遵守すべき持続的な畜産物生産の取り組みを見える化する仕組みとして、民間機関の認証による畜産GAP認証の取り組みを推進しています。

また、全国畜産縦断いきいきネットワークや農業女子プロジェクト等での女性を中心とした交流イベントが行われており、加工販売施設の運営等による女性の雇用にも貢献しています。

## ② 今後行うべき取り組み

- 生産段階では、
  - ・ 畜産物の輸出拡大を見据えた米国、EU並みの衛生水準の確保に向けた取

り組みの推進

- ・ 農場HACCP導入の推進
  - ・ 薬剤耐性対策の普及啓発
  - ・ 食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権の尊重、アニマルウェルフェアといった項目およびそれらを含む畜産GAP認証取得等の推進
  - ・ 生産者が自ら行う勉強会、コミュニティの場の形成やセミナーなどについて、対面での開催だけでなく、仮想空間での開催を推進
  - ・ 女性の一層の活躍を進めるため、能力や条件に応じた活躍が可能となるような働きやすい環境整備の促進
- 研究段階では、
- ・ 農場ごとに抗菌剤の使用量を正確に把握し、獣医師等への投薬指導による抗菌剤の慎重な使用を徹底させるシステムの構築
  - ・ 迅速かつ的確な診断手法の開発など抗菌剤に頼らない畜産生産技術の推進
  - ・ わが国の気候風土も踏まえたアニマルウェルフェアに配慮した飼育管理技術の開発
- 等に取り組むことが必要です。

## (6) 持続的な畜産物生産のための生産者の 努力・消費者への理解醸成

### ① 現状の取り組み

環境負荷軽減、資源循環等に資する生産方式による畜産物を認証し、取り組みを見える化する制度として、有機畜産物JAS、放牧畜産物基準認証、エコフィード利用畜産物認証、畜産GAP認証があり、これらの認証取得を推進しています。また、ふれあい牧場や酪農教育ファームのように生産現場や畜産物への理解醸成の取り組みが行われています。

### ② 今後行うべき取り組み

#### ア 生産者の努力

酪農・畜産業は、国民生活に必要な不可欠な食料を供給する機能を有するという重要な社会的意義を有していますが、SDGsの達成に向けた社会的要請に応えるため、気候変動などの環境負荷に対して、酪農・畜産業が取り組んでいることを示していくことが重要となります。

このため、まずはこうした背景について、生産者にわかりやすく伝えていくことが必要です。

(図2) 我が国で畜産・酪農に取り組む意義

## 我が国で畜産・酪農に取り組む意義

- 我が国の畜産業は、家畜改良による生産性向上と規模拡大による生産量増大により、経営離脱農家の生産減少分を補いながら安定的に発展し、人が食用利用できない資源を飼料作物として利用してきた。
- 畜産業は飼料、家畜、堆肥という循環型のサイクルにより成立しており、食品残さ等を利用したエコフィードや地域の未利用資源の活用においても循環型のサイクルにより成立していることから、持続可能な農業の実現に貢献している。
- さらに、耕種農業が困難な山間地・寒冷地等、条件不利な地域での草地利用や林間放牧による土地利用、荒廃農地の有効活用、景観の維持、畜産物の流通に当たって加工が必要なことから、関連産業の裾野が広く、地域の雇用に繋がる産業であるといった観点から、農村地域の維持・活性化にも貢献している。
- また、畜産物の安全確保の観点から、HACCPの考え方をとり入れた衛生管理手法の生産段階への導入に取り組むなど、安全な畜産物を国民に供給してきた。
- そして、都市近郊も含めた生産現場は女性や障害者の活躍の場であることや、動物の飼養管理は子供たちの教育の場としても貢献している。
- これらのことから、畜産業は我が国における必須の産業であると言える。

その上で、生産者は、行政や関係機関と一体となってこれまで記載してきた具体的な取り組みを実践するとともに、消費者に対して、わが国で畜産・酪農に取り組む意義（図2）や環境負荷軽減に向けた畜産経営における取り組みや食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権の尊重およびアニマルウェルフェアといった項目およびそれらを含む畜産GAP認証への取り組み等により持続性に配慮しながら畜産物を生産していることを伝えていくことが必要です。

#### イ 消費者の理解醸成

消費者に対しては、生産者に環境負荷軽減に向けた取り組みを求める際には、生産性との両立に配慮しながら徐々に取り組みを進めるべきであること、また、有機畜産を始めとする環境負荷軽減の取り組みには、それに伴うコストの負担、すなわち生産物への価格転嫁が必要となるということに理解を得ていくことが必要です。

## 4. まとめ

飼料・家畜・堆肥の循環サイクルを確立し、生産性向上と環境への配慮を両立していくことが持続的な畜産物生産のためには必要です。一方で、生産者の取り組みや酪農・畜

産の意義について、消費者の理解を得ることも畜産物生産を持続的に行うためには重要です。

また、革新的な技術開発によるブレイクスルーがあれば今抱えている課題の解決の糸口となりえます。このため、研究段階の取り組みについて、より一層加速し、気候変動等に効果のある技術開発を一刻も早く実現することが必要であり、みどりの食料システム戦略を踏まえながら推進していきます。

生産段階の取り組みについて、関係者一体となった取り組みを推進するためには、補助金・融資・税制等による施策誘導、研究開発された技術や生産体系の社会実装を支援していく必要があります。ICTの導入を進め、労働環境を改善し、畜産・酪農を夢のある産業としていくことが必要です。さらに、経営者としての人材育成も重要です。

こうした取り組みについては、生産者と問題意識を共有し、生産者自らが取り組んでいくという意識改革を行い、地域性のある取り組みについてはその実情に応じた多様な取り組みを行っていくことが重要です。

（筆者：農林水産省畜産局総務課 課長補佐 松井 裕佑）



## 畜産統計情報

## 畜産統計（令和3年2月1日現在）を公表

乳用牛、肉用牛、豚およびブロイラーの  
飼養頭羽数・出荷羽数は前回に比べ増加

農林水産省 大臣官房統計部

## 1 統計の目的

農林水産省大臣官房統計部は7月9日、令和3年2月1日現在の「畜産統計」を公表した。

畜産統計は、主要家畜（乳用牛および肉用牛ならびに豚、採卵鶏およびブロイラー）に関する規模別・飼養状態別飼養戸数、頭羽数等を行政記録情報や関係統計の情報により把握し、わが国の畜産生産の現況を明らかにするとともに、畜産行政推進に資する基礎資料を整備することを目的としている。

## 2 調査対象

## (1) 乳用牛および肉用牛

牛個体識別全国データベース（牛の個体識別のための情報の管理および伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第3条第1項の規定により作成される牛個体識別台帳に記載された事項その他関連する事項をデータベースとしたもの。以下「個体データ」という）に登録された全国の乳用牛および肉用牛の飼養者とした。

## (2) 豚、採卵鶏およびブロイラー

全国の豚飼養者、採卵鶏の飼養者（成鶏めすの飼養羽数が1000羽以上の者（ひなのみおよび種鶏のみで、それぞれ1000羽以上飼養する者を含む）およびブロイラーの飼養者（ブロイラーの年間出荷羽数が3000羽以上の者）とした。

なお、集計方法等については農林水産省のホームページを参照（<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan/>）。

## 3 調査結果

## (1) 乳用牛

飼養戸数は1万3900戸で、前年に比べ500戸（3.5%）減少した。飼養頭数は135万6000頭で、前年に比べ4000頭（0.3%）増加した。飼養頭数の内訳をみると経産牛84万9300頭で前年に比べ1万400頭（1.2%）増加、未經産牛は50万7000頭で前年に比べ6400頭（1.2%）減少した。なお、1戸当たり飼養頭数は97.6頭で前年に比べ3.7頭増加した（表1）。

乳用牛の成畜（満2歳以上の牛）飼養頭数規模別にみると、前年に比べ「100～199頭」および「200頭以上」の階層で増加したが、

これら以外の階層で減少した。なお、成畜飼養頭数規模別の飼養頭数割合は、「100～199頭」および「200頭以上」の階層で47.4%を占めている（表2）。

全国農業地域別にみると、飼養戸数は前年

に比べ全ての地域で減少した。飼養頭数は、前年に比べ北海道、近畿、中国および沖縄で増加したが、これら以外の地域では減少した（表3）。

（表1）乳用牛の飼養戸数・頭数（全国）

区 分	飼養戸数	飼 養 頭 数					1戸当たり 飼養頭数
		計	経産牛			未経産牛	
			小 計	搾乳牛	乾乳牛		
		戸	千頭	千頭	千頭	千頭	頭
実 数							
令和2年	14,400	1,352.0	838.9	715.4	123.5	513.4	93.9
3	<b>13,900</b>	<b>1,356.0</b>	<b>849.3</b>	<b>726.0</b>	<b>123.3</b>	<b>507.0</b>	<b>97.6</b>
対前年比 (%)							
3/2	96.5	100.3	101.2	101.5	99.8	98.8	3.7

（表2）乳用牛の成畜飼養頭数規模別飼養戸数・頭数（全国）

区 分	単 位	成 畜 飼 養 頭 数 規 模								
		計	1～19頭	20～29	30～49	50～79	80～99	100～199	200頭以上	300頭以上
飼養戸数										
実 数 令和2年	戸	14,000	2,890	1,880	3,500	2,870	952	1,400	561	288
3	〃	<b>13,500</b>	<b>2,730</b>	<b>1,740</b>	<b>3,280</b>	<b>2,820</b>	<b>946</b>	<b>1,420</b>	<b>610</b>	<b>316</b>
対前年比 3/2	%	96.4	94.5	92.6	93.7	98.3	99.4	101.4	108.7	109.7
構成比 令和3年	〃	100.0	20.2	12.9	24.3	20.9	7.0	10.5	4.5	2.3
飼養頭数										
実 数 令和2年	千頭	1,339.0	62.9	70.2	206.2	269.6	128.5	279.0	322.3	228.4
3	〃	<b>1,340.0</b>	<b>59.6</b>	<b>63.4</b>	<b>190.6</b>	<b>264.3</b>	<b>127.6</b>	<b>280.9</b>	<b>353.5</b>	<b>254.0</b>
対前年比 3/2	%	100.1	94.8	90.3	92.4	98.0	99.3	100.7	109.7	111.2
構成比 令和3年	〃	100.0	4.4	4.7	14.2	19.7	9.5	21.0	26.4	19.0

（表3）乳用牛の全国農業地域別飼養戸数・頭数

区 分	単 位	全国	北海道	東 北	北 陸	関東・東山	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
飼養戸数												
実 数 令和2年	戸	14,400	5,840	2,080	284	2,710	607	434	629	305	1,410	66
3	〃	<b>13,900</b>	<b>5,720</b>	<b>2,010</b>	<b>267</b>	<b>2,570</b>	<b>587</b>	<b>412</b>	<b>601</b>	<b>288</b>	<b>1,360</b>	<b>64</b>
対前年比 3/2	%	96.5	97.9	96.6	94.0	94.8	96.7	94.9	95.5	94.4	96.5	97.0
全国割合 令和3年	〃	100.0	41.2	14.5	1.9	18.5	4.2	3.0	4.3	2.1	9.8	0.5
飼養頭数												
実 数 令和2年	千頭	1,352.0	820.9	99.2	12.4	172.4	48.5	24.6	47.6	16.9	105.5	4.3
3	〃	<b>1,356.0</b>	<b>830.3</b>	<b>98.3</b>	<b>12.3</b>	<b>170.5</b>	<b>47.6</b>	<b>24.7</b>	<b>47.7</b>	<b>16.7</b>	<b>104.0</b>	<b>4.3</b>
対前年比 3/2	%	100.3	101.1	99.1	99.2	98.9	98.1	100.4	100.2	98.8	98.6	101.4
全国割合 令和3年	〃	100.0	61.2	7.2	0.9	12.6	3.5	1.8	3.5	1.2	7.7	0.3

## (2) 肉用牛

飼養戸数は4万2100戸で、前年に比べ1800戸(4.1%)減少した。飼養頭数は260万4000頭で、前年に比べ4万9000(1.9%)増加した。飼養頭数の内訳をみると、肉用種は182万9000頭で前年に比べ3万7000頭(2.1%)増加した。このうち子取り用めす牛は63万2800頭で前年に比べ1万800頭(1.7%)増加、乳用種は77万5200頭と前年に比べ1万1800頭

(1.5%)増加した。なお、1戸当たり飼養頭数は61.9頭で、前年に比べ3.7頭増加した(表4)。

肉用牛の総飼養頭数規模別にみると、飼養戸数は「1～4頭」の階層で最も多く、総飼養頭数規模別の飼養頭数割合は、「500頭以上」の階層で41.6%を占めている(表5)。

全国農業地域別にみると、飼養戸数および飼養頭数は、九州が全国の約4割を占めている(表6)。

(表4) 肉用牛の飼養戸数・頭数(全国)

区分	飼養戸数	飼養頭数						1戸当たり飼養頭数
		計	肉用種	子取り用めす牛	小計	ホルスタイン種他	交雑種	
実数	戸	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	頭
令和2年	43,900	2,555.0	1,792.0	622.0	763.4	267.9	495.4	58.2
3	42,100	2,604.0	1,829.0	632.8	775.2	249.4	525.7	61.9
対前年比(%)								
3/2	95.9	101.9	102.1	101.7	101.5	93.1	106.1	3.7

(表5) 肉用牛の総畜飼養頭数規模別飼養戸数・頭数(全国)

区分	単位	総畜飼養頭数規模										
		計	1～4頭	5～9	10～19	20～29	30～39	50～99	100～199	200～499	500頭以上	
飼養戸数	戸											
実数 令和2年	戸	43,900	10,700	8,890	8,070	4,010	4,020	3,920	2,180	1,400	743	
3	戸	42,100	9,700	8,260	7,770	3,880	4,130	3,950	2,210	1,420	764	
対前年比	%	95.9	90.7	92.9	96.3	96.8	102.7	100.8	101.4	101.4	102.8	
構成比	%	100.0	23.0	19.6	18.5	9.2	9.8	9.4	5.2	3.4	1.8	
飼養頭数	千頭											
実数 令和2年	千頭	2,555.0	28.7	63.4	117.3	101.5	161.5	286.8	317.6	436.9	1,042.0	
3	千頭	2,604.0	26.1	59.2	113.7	98.6	166.2	290.6	322.0	445.0	1,083.0	
対前年比	%	101.9	90.9	93.4	96.9	97.1	102.9	101.3	101.4	101.9	103.9	
構成比	%	100.0	1.0	2.3	4.4	3.8	6.4	11.2	12.4	17.1	41.6	

(表6) 肉用牛の全国農業地域別飼養戸数・頭数

区分	単位	全国	北海道	東北	北陸	関東・東山	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
飼養戸数	戸											
実数 令和2年	戸	43,900	2,350	11,100	343	2,790	1,100	1,500	2,430	667	19,300	2,350
3	戸	42,100	2,280	10,500	340	2,660	1,070	1,450	2,310	645	18,500	2,250
対前年比	%	95.9	97.0	94.6	99.1	95.3	97.3	96.7	95.1	96.7	95.9	95.7
全国割合	%	100.0	5.4	24.9	0.8	6.3	2.5	3.4	5.5	1.5	43.9	5.3
飼養頭数	千頭											
実数 令和2年	千頭	2,555.0	524.7	334.5	21.7	272.4	121.8	89.1	124.3	59.9	927.1	79.7
3	千頭	2,604.0	535.8	335.1	21.1	277.1	122.2	90.4	128.3	59.6	952.5	81.9
対前年比	%	101.9	102.1	100.2	97.2	101.7	100.3	101.5	103.2	99.5	102.7	102.8
全国割合	%	100.0	20.6	12.9	0.8	10.6	4.7	3.5	4.9	2.3	36.6	3.1

(3) 豚

飼養戸数は3850戸で平成31年の調査時（以下、前回）と比べ470戸（10.9%）減少した。飼養頭数は929万頭で、前回と比べ13万4000頭（1.5%）増加した。飼養頭数の内訳をみると、子取り用めす豚は82万3200頭で、前回に比べ2万9900頭（3.5%）減少し、肥育豚は767万6000頭で前回に比べ8万2000頭（1.1%）増加した。なお、1戸当たり飼養頭数は2413頭

で前回に比べ293.6頭増加した（表7）。

肥育豚の総飼養頭数規模別にみると、飼養頭数割合は「2000頭以上」の階層で77.8%を占めている（表8）。

全国農業地域別にみると、豚の飼養戸数は前回に比べ全ての地域で減少した。地域別の飼養頭数割合は、関東・東山および九州で全国の約6割を占めている（表9）。

(表7) 豚の飼養戸数・頭数（全国）

区 分	飼養戸数	飼 養 頭 数			1戸当たり飼養頭数
		計	子取り用めす豚	肥育豚	
	戸	千頭	千頭	千頭	頭
実 数					
平成30年	4,470	9,189.0	823.7	7,677.0	2,055.7
31年	4,320	9,156.0	853.1	7,594.0	2,119.4
<b>令和3</b>	<b>3,850</b>	<b>9,290.0</b>	<b>823.2</b>	<b>7,676.0</b>	<b>2,413.0</b>
対前回は (%)					
3/31	89.1	101.5	96.5	101.1	293.6

(表8) 肥育豚の飼養頭数規模別飼養戸数・頭数（全国）

区 分	単 位	肥 育 豚 飼 養 頭 数 規 模							
		計	1～99頭	100～299	300～499	500～999	1,000～1,999	2,000頭以上	3,000頭以上
飼養戸数									
実 数	戸	4,080	533	530	405	798	789	1,030	667
平成30年	〃	3,950	479	448	428	813	756	1,030	701
31年	〃	<b>3,490</b>	<b>350</b>	<b>386</b>	<b>358</b>	<b>679</b>	<b>718</b>	<b>997</b>	<b>695</b>
令和3	〃								
対前回は (%)	%	88.4	73.1	86.2	83.6	83.5	95.0	96.8	99.1
3/31	〃	100.0	10.0	11.1	10.3	19.5	20.6	28.6	19.9
構成比									
令和3年	〃								
飼養頭数									
実 数	千頭	8,872.0	43.7	126.9	179.2	626.4	1,290.0	6,606.0	5,684.0
平成30年	〃	8,819.0	34.3	102.9	190.4	646.8	1,180.0	6,664.0	5,821.0
31年	〃	<b>8,841.0</b>	<b>44.3</b>	<b>92.4</b>	<b>179.0</b>	<b>570.4</b>	<b>1,075.0</b>	<b>6,880.0</b>	<b>6,095.0</b>
令和3	〃								
対前回は (%)	%	100.2	129.2	89.8	94.0	88.2	91.1	103.2	104.7
3/31	〃	100.0	0.5	1.0	2.0	6.5	12.2	77.8	68.9
構成比									
令和3年	〃								

(表9) 豚の全国農業地域別飼養戸数・頭数

区 分	単 位	全 国	北 海 道	東 北	北 陸	関 東・東 山	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
飼養戸数												
実 数	戸	4,470	210	546	163	1,180	386	68	94	144	1,420	257
平成30年	〃	4,320	201	522	155	1,160	375	71	87	136	1,370	237
31年	〃	<b>3,850</b>	<b>199</b>	<b>469</b>	<b>127</b>	<b>1,020</b>	<b>297</b>	<b>60</b>	<b>76</b>	<b>128</b>	<b>1,250</b>	<b>225</b>
令和3	〃											
対前回は (%)	%	89.1	99.0	89.8	81.9	87.9	79.2	84.5	87.4	94.1	91.2	94.9
3/31	〃	100.0	5.2	12.2	3.3	26.5	7.7	1.6	2.0	3.3	32.5	5.8
全国割合												
令和3年	〃											
飼養頭数												
実 数	千頭	9,189.0	625.7	1,519.0	252.7	2,425.0	649.3	50.2	280.6	293.6	2,867.0	225.8
平成30年	〃	9,156.0	691.6	1,492.0	235.6	2,352.0	672.6	47.7	280.3	295.9	2,879.0	209.8
31年	〃	<b>9,290.0</b>	<b>724.9</b>	<b>1,608.0</b>	<b>226.8</b>	<b>2,429.0</b>	<b>563.4</b>	<b>46.7</b>	<b>290.7</b>	<b>304.6</b>	<b>2,892.0</b>	<b>203.4</b>
令和3	〃											
対前回は (%)	%	101.5	104.8	107.8	96.3	103.3	83.8	97.9	103.7	102.9	100.5	96.9
3/31	〃	100.0	7.8	17.3	2.4	26.1	6.1	0.5	3.1	3.3	31.1	2.2
全国割合												
令和3年	〃											



## (4) 採卵鶏

飼養戸数は1880戸で平成31年の調査時（以下、前回）と比べ240戸（11.3%）減少した。飼養羽数は1億8091万8000羽で、前回に比べ145万羽（0.8%）増加した。うち成鶏めすの飼養羽数は1億4069万7000羽で、前回に比べ109万5000羽（0.8%）減少した。1戸当たり飼養羽数は7万4800羽で前回は7900羽増加した（表10）。

成鶏めすの総飼養頭数規模別にみると、飼養戸数および飼養羽数はともに「10万羽以上」の階層で増加し、全体の80%を占めている（表11）。

全国農業地域別にみると、採卵鶏の飼養戸数は、前回に比べ全ての地域で減少した。なお、地域別の飼養羽数割合は、関東・東山が全国の約3割を占めている（表12）。

(表10) 採卵鶏の飼養戸数・羽数（全国）

区 分	採卵鶏の飼養戸数	飼 養 羽 数			1戸当たり 成鶏めす飼養羽数
		計	ひな	成鶏めす	
	戸	千羽	千羽	千羽	千羽
実 数					
平成30年	2,200	181,950	42,914	139,036	63.2
31年	2,120	182,368	40,576	141,792	66.9
令和3	1,880	180,918	40,221	140,697	74.8
対前回は					
3/31	88.7	99.2	99.1	99.2	7.9

(表11) 成鶏めすの飼養羽数規模別飼養戸数・羽数（全国）

区 分	単 位	成 鶏 め す 飼 養 羽 数 規 模					
		計	1,000～4,999羽	5,000～9,999	10,000～49,999	50,000～99,999	100,000羽以上
飼養戸数							
実 数	戸	1,990	536	287	613	226	332
平成30年	〃	1,920	508	259	598	230	329
31年	〃	1,700	429	250	499	192	334
令和3	〃	1,700	429	250	499	192	334
対前回は	%	88.5	84.4	96.5	83.4	83.5	101.5
3/31	〃	88.5	84.4	96.5	83.4	83.5	101.5
構成比	%	100.0	25.2	14.7	29.4	11.3	19.6
令和3年	〃	100.0	25.2	14.7	29.4	11.3	19.6
飼養羽数							
実 数	千羽	138,981	1,322	2,048	15,264	15,832	104,515
平成30年	〃	141,743	1,259	1,771	14,628	16,351	107,734
31年	〃	140,648	1,067	1,769	12,036	13,241	112,535
令和3	〃	140,648	1,067	1,769	12,036	13,241	112,535
対前回は	%	99.2	84.7	99.9	82.3	81.0	104.5
3/31	〃	99.2	84.7	99.9	82.3	81.0	104.5
構成比	%	100.0	0.8	1.3	8.6	9.4	80.0
令和3年	〃	100.0	0.8	1.3	8.6	9.4	80.0

(表12) 採卵鶏の全国農業地域別飼養戸数・羽数

区 分	単 位	全 国	北 海 道	東 北	北 陸	関 東 ・ 東 山	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
飼養戸数												
実 数	戸	2,200	62	185	91	539	348	171	181	138	443	44
平成30年	〃	2,120	60	174	84	522	343	169	172	133	415	46
31年	〃	1,880	56	153	77	464	284	145	159	121	381	40
令和3	〃	1,880	56	153	77	464	284	145	159	121	381	40
対前回は	%	88.7	93.3	87.9	91.7	88.9	82.8	85.8	92.4	91.0	91.8	87.0
3/31	〃	88.7	93.3	87.9	91.7	88.9	82.8	85.8	92.4	91.0	91.8	87.0
全国割合	%	100.0	3.0	8.1	4.1	24.7	15.1	7.7	8.5	6.4	20.3	2.1
令和3年	〃	100.0	3.0	8.1	4.1	24.7	15.1	7.7	8.5	6.4	20.3	2.1
飼養羽数												
実 数	千羽	181,950	6,892	25,883	9,805	48,171	25,069	8,362	23,554	9,117	23,696	1,401
平成30年	〃	182,368	6,657	25,324	9,527	48,077	25,570	8,637	23,284	9,115	24,821	1,356
31年	〃	180,918	6,652	24,628	9,691	49,905	25,040	8,635	23,049	7,688	24,379	1,251
令和3	〃	180,918	6,652	24,628	9,691	49,905	25,040	8,635	23,049	7,688	24,379	1,251
対前回は	%	99.2	99.9	97.3	101.7	103.8	97.9	100.0	99.0	84.3	98.2	92.3
3/31	〃	99.2	99.9	97.3	101.7	103.8	97.9	100.0	99.0	84.3	98.2	92.3
全国割合	%	100.0	3.7	13.6	5.4	27.6	13.8	4.8	12.7	4.2	13.5	0.7
令和3年	〃	100.0	3.7	13.6	5.4	27.6	13.8	4.8	12.7	4.2	13.5	0.7

(5) ブロイラー

飼養戸数は2160戸で平成31年の調査時（以下、前回）と比べ90戸（4.0%）減少した。飼養頭数は1億3965万8000羽で、前回に比べ143万羽（1.0%）増加した。なお、1戸当たり飼養羽数は6万4700羽で前回に比べ3300羽増加した（表13）。

出荷羽数は7億1383万4000羽で、前回に比べ1849万9000羽（2.7%）増加した。なお、1戸当たり出荷羽数は32万6000羽と前回に比

べ1万8300羽増加した。

出荷羽数規模別にみると、出荷羽数割合は「50万羽以上」の階層が全体の約5割を占めている（表14）。

全国農業地域別にみると、ブロイラーの出荷戸数は前回に比べ北陸を除く地域で減少した。出荷羽数は、前回に比べ東海、近畿および四国で減少したが、これら以外の地域では増加した。なお、出荷羽数割合は、東北および九州で全国の約7割を占めている（表15）。

(表13) ブロイラーの飼養戸数・羽数および出荷戸数・羽数（全国）

区 分	飼養戸数	飼養羽数	1戸当たり飼養羽数	出荷戸数	出荷羽数	1戸当たり出荷羽数
	戸	千羽	千羽	千羽	千羽	千羽
実 数						
平成30年	2,260	138,776	61.4	2,270	689,280	303.6
31年	2,250	138,228	61.4	2,260	695,335	307.7
令和3	2,160	139,658	64.7	2,190	713,834	326.0
対前回比 (%)						
3/31	96.0	101.0	3.3	96.9	102.7	18.3

(表14) ブロイラーの出荷羽数規模別出荷戸数・羽数（全国）

区 分	単 位	計	3,000～ 49,999羽	50,000～ 99,999	100,000～ 199,999	200,000～ 299,999	300,000～ 499,999	500,000羽 以 上
出荷戸数								
実 数	戸							
平成30年	2,270	240	313	673	431	338	272	
31年	2,250	236	319	692	363	362	282	
令和3	2,180	221	272	665	360	368	298	
対前回比	%	96.9	93.6	85.3	96.1	99.2	101.7	105.7
構成比	%	100.0	10.1	12.5	30.5	16.5	16.9	13.7
出荷羽数								
実 数	千羽							
平成30年	689,263	6,506	23,188	104,604	103,702	139,034	312,229	
31年	695,294	6,516	23,431	106,534	90,821	146,439	321,553	
令和3	713,782	6,607	20,707	105,743	88,451	149,249	343,025	
対前回比	%	102.7	101.4	88.4	99.3	97.4	101.9	106.7
構成比	%	100.0	0.9	2.9	14.8	12.4	20.9	48.1

(表15) ブロイラーの全国農業地域別出荷戸数・羽数

区 分	単 位	全国	北海道	東 北	北 陸	関東・ 東 山	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
出荷戸数												
実 数	戸											
平成30年	2,270	10	487	14	142	75	98	78	235	1,110	16	
31年	2,260	10	485	13	139	71	95	74	232	1,120	15	
令和3	2,190	9	484	13	133	64	82	69	211	1,110	14	
対前回比	%	96.9	90.0	99.8	100.0	95.7	90.1	86.3	93.2	90.9	99.1	93.3
全国割合	%	100.0	0.4	22.1	0.6	6.1	2.9	3.7	3.2	9.6	50.7	0.6
出荷羽数												
実 数	千羽											
平成30年	689,280	38,280	170,875	5,387	29,104	17,513	16,753	43,654	33,631	330,734	3,349	
31年	695,335	37,750	170,029	5,056	26,926	17,698	17,123	44,495	34,274	338,615	3,369	
令和3	713,834	39,178	179,268	5,300	28,199	16,754	16,991	46,542	32,243	345,931	3,428	
対前回比	%	102.7	103.8	105.4	104.8	104.7	94.7	99.2	104.6	94.1	102.2	101.8
全国割合	%	100.0	5.5	25.1	0.7	4.0	2.3	2.4	6.5	4.5	48.5	0.5

## 農畜産業振興機構からのお知らせ

## 各種交付金単価の公表について

## 1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和3年4・5・6月分〕

（独）農畜産業振興機構は、令和3年4・5・6月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価（確定値）を表1および表2のとおり公表しました。

また、令和3年4・5月に販売された交付対象牛に適用する同要綱第4の8の精算払いの額については、下記の確定値により算出された交付金の額と概算払の額との差額となります。

（表1）肉専用種の交付金単価（概算払および確定値）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和3年4月 確定値(概算払)※1	令和3年5月 確定値(概算払)※1	令和3年6月 確定値		令和3年4月 確定値(概算払)※1	令和3年5月 確定値(概算払)※1	令和3年6月 確定値
北海道	-	18,814.5円 (18,074.3円)	34,965.0円	静岡県	-	-	-
青森県	-	-	13,358.7円	新潟県	-	-	-
岩手県 (日本短角種を除く)	-	-	7,455.6円	富山県	-	756.0円 (15.8円)	-
岩手県 (日本短角種)	-	-	-	石川県	-	1,550.7円 (810.5円)	-
宮城県	-	11,428.2円 (10,688.0円)	26,019.9円	福井県	-	3,662.1円 (2,921.9円)	-
秋田県	-	-	11,843.1円	岐阜県※2	-	7,321.5円 (6,581.3円)	-
山形県	-	-	-	愛知県	-	-	-
福島県	-	10,388.7円 (9,648.5円)	24,980.4円	三重県	-	-	-
茨城県	-	1,027.8円 (287.6円)	6,694.2円	滋賀県	-	-	-
栃木県	-	1,644.3円 (904.1円)	7,310.7円	京都府	-	-	-
群馬県	-	-	5,276.7円	大阪府	-	-	-
埼玉県	-	2,367.0円 (1,626.8円)	8,033.4円	兵庫県	-	22,073.4円 (21,333.2円)	18,768.6円
千葉県	-	-	-	奈良県	-	-	-
東京都	-	-	1,170.9円	和歌山県	-	-	-
神奈川県	-	6,429.6円 (5,689.4円)	12,096.0円	鳥取県※2	-	9,313.2円 (8,573.0円)	-
山梨県	-	-	-	島根県	-	4,509.9円 (3,769.7円)	8,651.7円
長野県	-	-	774.9円	岡山県	-	-	-

(つづく)

算出の区域	肉用牛 1 頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛 1 頭当たりの交付金単価		
	令和 3 年 4 月 確定値(概算払)※1	令和 3 年 5 月 確定値(概算払)※1	令和 3 年 6 月 確定値		令和 3 年 4 月 確定値(概算払)※1	令和 3 年 5 月 確定値(概算払)※1	令和 3 年 6 月 確定値
広島県	-	-	-	佐賀県	-	-	-
山口県	-	-	-	長崎県	-	-	-
徳島県	-	-	-	熊本県	-	-	-
香川県※2	-	-	-	大分県	-	-	-
愛媛県	-	-	-	宮崎県	-	-	-
高知県	-	-	-	鹿児島県	-	-	-
福岡県	-	-	-	沖縄県	-	-	8,678.7円

(表 2) 交雑種・乳用種の交付金単価

	肉用牛 1 頭当たりの交付金単価 (概算払)		
	令和 3 年 4 月確定値 (概算払) ※1	令和 3 年 5 月確定値 (概算払) ※1	令和 3 年 6 月確定値
交雑種	-	-	26,485.2円
乳用種	35,362.8円 (33,157.4円)	21,505.5円 (21,420.5円)	29,786.4円

※ 1 表中の令和 3 年 4 月および 5 月の肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費および肉用牛 1 頭当たりの交付金単価は、上段に確定値、下段 ( ) 内に概算払時の公表値を表示しています。

肉用牛 1 頭当たりの交付金単価 (概算払) は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費 (見込み) と、肉用牛 1 頭当たりの標準的販売価格との差額に、100 分の 90 を乗じた額から 4,000 円を控除した額ですが、同制度における令和 3 年度第 1 四半期 (4 月から 6 月までの期間) の価格差補填の発動があり、肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費が概算払時の公表値から変動しております。このため、肉用牛 1 頭当たりの交付金単価 (確定値) は、同制度における価格差補填を反映した肉用牛 1 頭当たりの標準的生産費 (確定値) と、肉用牛 1 頭当たりの標準的販売価格との差額に、100 分の 90 を乗じた額となります。

※ 2 ※ 2 を付した 3 県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の 2 倍の額を加えた額を上回ったため、4 月分は岐阜県、5 月分は香川県、6 月分は鳥取県において、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注 1) 令和 2 年 4 月末日から令和 3 年 5 月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ (4 分の 3 相当額) の支払いとなります。

注 2) 令和 2 年 3 月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、令和 3 年 5 月末日までに積立金が不足した以下の都道府県において、令和 3 年 4 月以降に販売された登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ (4 分の 3 相当額) の支払いとなります。

(肉専用種)

北海道、青森県、岩手県 (日本短角種を除く。)、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(交雑種)

東京都、京都府

## 2. 肉豚経営安定交付金 (豚マルキン) [令和 3 年度第 1 四半期]

(独) 農畜産業振興機構は、令和 3 年 4 月から 6 月までの算出期間 (令和 3 年度第 1 四半期) における、畜産経営の安定に関する法律 (昭和 36 年法律第 183 号) 第 3 条第 1 項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第 4 の 5 の (5) の規定により算出した標準的販売価格および同規定により算出した標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を上回ったことから、交付はありません。

(表 3) 肉豚経営安定交付金単価について

算出期間	令和 3 年 4 月から 6 月まで
肉豚 1 頭当たりの標準的販売価格	37,182円/頭 (①)
肉豚 1 頭当たりの標準的生産費	33,721円/頭 (②)
肉豚 1 頭当たりの交付金単価 (参考)	- (①>②のため交付なし)